

◎国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案新旧対照表

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（基金）</p> <p>第五条の二 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成三十六年三月三十一日までの間に限り、第十八条第一号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の補助金のほか、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。</p> <p>3 機構は、前項の規定により補助金の交付を受けたときは、これを基金に充てるものとする。</p> <p>4 6 [略]</p> <p style="text-align: center;">（過料）</p> <p>第五条の七 附則第五条の二第五項において準用する通則法第四十</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（基金）</p> <p>第五条の二 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、第十八条第一号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>2 4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（過料）</p> <p>第五条の七 附則第五条の二第三項において準用する通則法第四十</p>

七条の規定に違反して基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

七条の規定に違反して基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。